

最高裁秘書第3236号

令和3年10月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月17日付けで仙台高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所から送付された、罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書（直近の事例に関するもの）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3326号

令和3年10月29日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所から送付された、罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書（直近の事例に関するもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月22日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第26号

(2) 謝問日

令和3年10月22日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3327号

令和3年10月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第26号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、仙台高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われることからすれば、開示申出に係る対象文書の存否は行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所から送付された、罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書（直近の事例に関するもの）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、9月17日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出文書は、最高裁判所から原判断庁に送付された裁判官訴追委員会から直近において罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止に関する通知文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、直近において訴追され、さらに職務停止を受けた原判断庁所属の裁判官の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。この情報は、仮に該当する裁判官が存在した場合において、当該裁判官に関して入手可能な他の情報と照合することにより、

当該裁判官が訴追され職務停止の決定を受けた事実という情報が明らかとなつて当該裁判官の権利利益を害するおそれがある（法第5条第1号後段）。

(2) 苦情申出人は、公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われることからすれば、本件存否情報は法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張するが、当該公開の限度において弾劾により罷免の裁判を受ける裁判官に関する情報が明らかにされることがあるとしても、そのことをもって直ちに、本件存否情報について、法令の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法第5条第1号ただし書イ）に相当するとは認められない。

また、裁判官が職務停止の決定を受けたことは、当該裁判官の職務遂行に係る情報ではないから、本件存否情報は同号ただし書ハに相当しない。

そのほか、本件存否情報が同号ただし書ロに掲げる情報に相当する事情も認められない。

(3) よって、原判断は相当である。